

## ●接遇、対応の件について

Q.

税務課を訪問した際、納税額と納税振込用紙について手渡しを要求したができないと言われました。一辺倒の返答でなく、その人の事情に合わせて融通を聞かせてほしいです。

パソコンを見ながらの謝罪は謝罪の姿勢が感じられません。2年前にも対応を改めるように市長への手紙を出したましたが改善されていません。また、市長への手紙の置き場所を聞いたのに、職員が把握していないようで待たされました。返事は形式的なものにしないでください。

(令和8年4月受付)

A.

このたびの窓口対応におきましては、2年前にも同様に職員の対応に苦言を呈されておりますが、市の職員が学んでいなかった事実を重く受け止め、私から税務課長へ厳しく指導を行いました。また、職員に対してもこのたびの「市長への手紙」での提言を共有し、窓口での相談事項も含め税務職員として行うべきこと、行えないことは何かを判断するよう指示したところです。

御指摘のとおり、市の職員の業務は対面での対応が中心となるため、一人一人の市民の皆さまに対して、迅速かつ丁寧で分かりやすい対応を心掛ける必要があります。しかし、法律に規定のある税業務に関しましては、必ずしも御要望に添えない点もあるかと思いますが、「決まりだからできない。」といった形式的な対応とするのではなく、法律の根拠を分かりやすく示した上で御理解をいただくべきこともあると考えております。

一方で、職員は課の業務だけでなく、広聴など市民の皆様に関係する基本的な業務の理解を図ることは当然のことで、その点で不十分だったことは大変遺憾です。冒頭でもお示したとおり、職員に対して、再度基本に立ち返り、「まごころ対応」を徹底するよう指導してまいると同時に、職員一人一人のスキルアップに努めてまいります。

(令和8年4月15日回答)

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。

## ●今年度の組織改編について

Q.

広報しばたにて、令和8年度の組織改編を確認いたしました。

目玉のシティプロモーション室の設置に加え、昨年度の収納課を税務課へ、人事課を総務課へ、それぞれの統合に引き続き、財産管理課の統合と、業務効率化と行政改革の努力が伺えます。

ちょうど、他の自治体の組織図を色々と漁って眺めていたところ、財務系の部門に置かれていることの多い管財系の課が、都市整備系の部門にあるのは珍しいと思っていました。

また、ふるさと納税を管轄する、ふるさと応援係が総務課にあるのも、少しばかり違和感を持っていました。

そこで、財産管理係を財務課へ、用地係を地域整備課へ、ふるさと応援係をみらい創造課へ、それぞれ移管する再編が行われたのは、私の思考の先を読んだかの如くで、大変に驚きと感服いたしました。

ところで、新しい組織図を見て、3つ疑問を持ちました。

1つ目は、旧財産管理課の地籍調査係が見当たらず、地籍調査の業務はどうなったのか、ということです。

2つ目は、各支所が市民まちづくり課の隷下になりましたが、各地域住民の行政対応や地域づくりに変化はあるのか（低下しないか）、ということです。

3つ目は、総務課の下に置かれていた法制執務室が廃止され、法制係が総務課直下の組織になりましたが、それはなぜか、それによって何か変わることはあるのか、というものです。

どれも細かい枝葉の話ですが、この場で説明があれば、行政改革がきちんと行われ進められているという、市民への周知に繋がると考え、質問を投げさせていただきます。

お忙しい中ですが、急を要するものでもありませんので、ご回答のほど、よろしく願いいたします。

(令和8年4月受付)

A.

この度、平成17年5月の市町村合併から20年が経過する中、今後の人口減少と行政需要の変化を見据え、更なる組織改編が必要であると判断し、令和8年度の組織改編においては、みらい創造課にシティプロモーション室を設置する改正、「豊浦支所」、「紫雲寺支所」、「加治川支所」を市民まちづくり支援課の機関の位置付けに変更する改正、「財産管理課」を廃止し、財産管理課の業務を財務課と地域整備課に移管する改正を行いました。

これらの組織改編の背景を踏まえ、御質問にお答えさせていただきます。

1点目の御質問の「地籍調査の業務はどうなったのか」につきましては、旧財産管理課の地籍調査係は、地域整備課用地対策室の用地係に統合し、用地係に地籍調査業務を担当させております。

2点目の御質問の「各支所が市民まちづくり支援課の隷下となり、各地域住民の行政対応や地域づくりに変化はあるのか」についてですが、この度、市民まちづくり支援課の機関として3つの支所を位置付けましたが、支所長、協働推進係、住民福祉係の人員

## その他

体制は変わりませんので、各支所の機能が低下することはありません。

また、これまで、市民まちづくり支援課と支所は別組織として地域住民の活動等を庁内横断的に支援してまいりましたが、「地域との協働によるまちづくり」の中核を担う市民まちづくり支援課の機関に支所を位置付けることは、組織のスリム化を図りつつも、地域住民の活動支援のスピードアップに寄与できるものと考えております。

3点目の御質問の「法制執務室が廃止され、法制係が総務課直下の組織になったのは、なぜか、それによって何か変わることはあるか」についてですが、令和8年度に総務課の正規職員を1名減員したところであり、1名減員の影響を最小限とするため、室という垣根を無くし、総務課所管業務を柔軟に職員が分担できるよう工夫したものであります。変わる点としては、法制執務室長の決裁案件が総務課長に移行される等の変更はありますが、市民サービスに影響を及ぼすことはありません。

今後も、組織改編を進めるに際しては、DXによる事務の効率化や役割を終えた事務事業のスクラップを推し進めることなどにより、直接市民と接する職員はしっかり確保し、市民サービスに影響を及ぼさないように取り組んでまいります。

(令和8年4月27日回答)

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。

## ●歴史資料館の構想について

Q.

市の予算をつらつら見ていたところ、ふるさと納税の使い先のひとつに、歴史資料館の設立準備があり、少しばかり青天の霹靂で、議会たより等を見返してみました。

令和元年9月に、「しばたミュージアム」の早期建設を求める請願は確かに採択されています。

それから、議会たより142号の加藤議員による一般質問で、初めて歴史資料館の名前が出てきます。美術館は歴史資料館の後に整備とあるので、歴史資料館は美術館機能を持たない、全く別の施設であると分かりました。

さらに、議会たより155号の板倉議員による一般質問に、歴史資料館の計画についての質問があり、検討委員会の立ち上げが指示されたとありました。議会録画も見てみると、これまで検討委員会で8回にわたり議論がなされ、積立金が1億円ほどであるとありました。続けて、教育委員会との関係性について、委員会からの現況見解、そして、市長の熱い思いのこもった発言を確認いたしました。

現在、新発田市には清水園、蔵春閣、白壁兵舎、落谷虹児記念館など、文化的価値と観光資源としての価値の高い施設が数多くあります。しかし、悪く言えば分散しているとも言えます。

建設費高騰の情勢に、市の財政も限りのあるなか、歴史資料館と美術館を分けて設置するのは、建設費用も運営のランニングコストも厳しいものとなるでしょう。歴史資料館が単体でできれば、美術館の計画は財政的に立ち消えになってしまうかもしれません。

それに、既に新発田市には展示室も備えた歴史図書館もあり、少しばかり役割の重複にも思えます。

ここは、きちんと博物館法に準拠し、学芸員を配置した施設を設置してほしく思います。学芸員については、しばたミュージアム設立推進会議の請願事項のひとつでもあります。また、昨年度の9月定例会では、紫雲寺漁村民俗資料館が博物館法に基づく施設でなくなった議決も確認されており、新発田市に正式は市立博物館がなくなっている状況もあります。

令和6年には、だて歴史文化ミュージアムへの視察も行われていますが、このままでは、イクネスしばたのように、参考先に類似した歴史資料館が、予定調和で設置されてしまうことを危惧いたします。

なにより、ここまで、歴史資料館については、広報誌で構想があることも周知がなく、市民抜きで話が進められていることに違和感を持たざる得ません。

どういふものになるかはともかく、もう少し市民に開かれた形で歴史資料館の設立構想が進められるようになることを願います。

(令和8年4月受付)

A.

歴史資料館の構想に関する御意見につきまして、お答えいたします。

御指摘のとおり、歴史資料館の整備に関する市民の皆様への周知や情報共有が十分ではないとの御懸念につきましては、真摯に受け止めております。

新発田市複合・生涯学習施設（歴史資料館）の整備の構想につきましては、平成22

## その他

年に策定した「県立新発田病院跡地活用整備計画」及び令和5年に文化庁の認定を受けました「新発田市文化財保存活用地域計画」に位置付けております。これらの計画策定に際しては、市民の皆様からの御意見をお伺いしながら進めてまいりました。また、現在は市ホームページにおいて同計画を公開しているところであります。

しかしながら、御意見のとおり、より多くの市民の皆様によりわかりやすく情報をお伝えし、幅広い御意見をいただきながら検討を進めることが重要であると認識しております。

今後につきましては、広報誌やホームページ等を通じて情報発信の充実を図るとともに、市民の皆様が参加しやすい仕組みを整え、より開かれた形での検討を進めてまいります。

(令和8年4月28日回答)

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。